

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

| | | |
|-----------------------|---|-----------------------------|
| 制 度 名 | 新設法人への繰越欠損金制度の拡充 | |
| 税 目 | 法人税(法人税法第 57 条第 11 項第 3 号) | |
| 要 望 の 内 容 | <p>新設法人は、初期段階の収入が安定しないことに加え、売上高に比べ初期投資コストが大きくなるなど赤字に陥りやすい傾向がある。また、事業拡張期には、成長に向けた追加投資が必要となるため、脆弱な財務状態が維持されることも少なくない。このため、新設法人の場合には、設立の日から7年を経過する日までの期間に属する事業年度については、資本金1億円を超えても、その繰越欠損金は所得金額の100%まで控除可能とされている。</p> <p>しかしながら、近年では、第四次産業革命に伴う技術進展やグローバルな競争の激化に伴い、新設法人が将来に向けた成長投資として大規模かつ長期的な先行投資を行うケースも増加している。このような企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、事業拡張に向けた追加投資や上場準備等を行う新設法人の成長を後押しするべく、新設法人が繰越欠損金を100%控除できる期間の延長を要望する。</p> <p>【要望内容】 資本金1億円以上の新設法人について、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除可能な期間を「設立の日から7年を経過する日までの期間に属する事業年度」から「設立の日から10年を経過する日までの期間に属する事業年度」に延長。</p> | |
| | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額) | 精査中 (— 百万円) (— 百万円) |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p> | <p>(1) 政策目的</p> <p>第四次産業革命に向けて産業構造の転換を加速化し、日本の社会的課題を解決していくには、イノベーションと新たな産業を生み出すベンチャー企業の台頭が不可欠であり、第四次産業革命に伴う技術発展や社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業の成長を支援する必要がある。</p> <p>このような考え方は、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）においても、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」と明記されており、日本政府としても、ベンチャー企業が事業拡張に向けて大規模かつ長期的な先行投資を行い、将来の飛躍的な成長に向けた取組を継続できる事業環境を整備する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>第四次産業革命の進展に伴い、巨大資本を背景にしないベンチャー企業もビジネスモデルや技術次第で大きな成長の可能性があることに加え、我が国では少子高齢化や労働力不足など社会課題の解決に向けたビジネスニーズも多く存在している。このような状況において、将来の成長に向けた迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業は、我が国の経済成長の中核となる貴重な存在となっている。</p> <p>このため、日本政府としても、財務基盤の脆弱なベンチャー企業が事業拡張に向けて大規模かつ長期的な先行投資を行い、将来の飛躍的な成長に向けた取組を継続できる事業環境の整備を行う必要がある。</p> <p>具体的には、繰越欠損金を所得金額の100%まで控除可能な期間を最大10年まで延長することで、ベンチャー企業が成長投資を行うことができる事業環境を整備し、経済成長の中核となり、社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業が連続的に創出される事業環境を形成する必要がある</p> |
| <p>今回の要望に関連</p> | <p>経済産業 —新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日） 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 （平成28年4月19日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 （2）民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを旨す （現状：0.028%（2012-14年の3か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> |

| | | |
|------------------|------------------------|--|
| す る 事 項 | | <p>○日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 iv）「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現</p> <p>○第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ（2018年6月29日） 4. リスクマネー供給先 （1）有望なスタートアップを生み出す、エコシステムの構築</p> |
| | 政策の達成目標 | ベンチャー企業の成長を促し、将来大きく成長したベンチャー企業を輩出することで、第四次産業革命の達成を図る。 |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 精査中 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | ベンチャー企業の創業期における資金支援を通じ、将来の飛躍的な成長のための大規模な投資が増えることが期待でき、大型ベンチャー企業の台頭が見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |

| | | | |
|----------------------------|-----------|-----------------------------|--|
| | | 要望の措置の妥当性 | 全てのベンチャー企業が成長投資を行うことができる事業環境を整備し、将来の経済成長の中核となり、社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業が連続的に創出される事業環境を形成するためには、税制措置が妥当。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | | 前回要望時の達成目標 | — |
| | | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| | これまでの要望経緯 | — | |